

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令番号	平成 9 年法律第 123 号		
手続名	指定居宅サービス事業者の指定			根拠条項	第 70 条		
審査基準	(1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 70 条						
	(2) 介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項各号及び附則第 4 条						
	(3) 介護保険法施行規則（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号）第 114 条～126 条						
	(4) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号）						
	(5) 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について （平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）						
	(6) 指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について （平成 12 年 11 月 16 日老振第 76 号厚生省老人保健福祉局振興課長通知）						
受付機関	長寿社会課	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	標準処理期間（閉庁日を 14 日 含めない）	目次 No.
						標準経由期間 日	